

山形県西川町こども基本計画

令和 7 年 2 月
西川町

目次

第一章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第二章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 西川町のこども・若者及び子育て家庭を取り巻く環境	4
2. 町民の声	9
第三章 計画の基本的な方針	12
1. 基本方針	12
2. 西川町こども計画における基本方針	12
3. 目指す地域像を達成できた時の理想とする「町の状態」	13
4. 推進体制	13
第四章 施策の展開	15
1. 関連法令・施策との一体的な取組	15
2. 計画の周知	20
3. 取組のスケジュール	20
第五章 評価と見直し	21
1. 評価方法	21
2. 見直しの頻度	21

第一章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と計画の趣旨

令和5年4月1日、こども家庭庁が設立されるとともに「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。

西川町では、令和5年3月に「第2期西川町子ども・子育て支援事業計画／西川町母子保健計画」を改訂し、町の福祉政策目標である「共に健やかに、共にいきいきと、共にいつまでも」を踏まえ、「安心子育て」、「子育てにやさしい」、「若者が活躍できる」の3つを目指したまちづくりを進めていくこととしてきました。また、令和5年8月に策定した「第七次西川町総合計画」においても、「出産・子育てしやすい地域」かつ「西川ならではの教育で、持続可能な地域コミュニティ」を本気で目指すこととしています。また、令和6年4月に策定した町の第2次西川町教育大綱、教育振興基本計画においても、「ふるさとへの愛と誇りを持ち、未来を拓く人づくり」を目指しています。

こうした計画とその計画に基づいた様々な施策に加え、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや若者が希望を持って暮らすことができるまちづくりを推進すべく、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国のこども大綱及び今後策定される山形県のこども基本計画を勘案し、西川町のこどもに関する施策を具体化するものであり、町内の他の施策と連携しながら実施していきます。また、西川町の第七次総合計画（令和5年8月・令和7年3月改定予定）や第2期西川町子ども・子育て支援事業計画／西川町母子保健計画（令和5年3月一部改訂／子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画）については引き続き計画を推進するための取組を継続します。

なお、西川町では、市町村こども計画として一体のものとして作成することができることとされている「こども・若者育成支援推進法第9条に規定するこども・若者計画」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する計画」等を策定していませんが、少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法）、こども・若者育成支援推進大綱（こども・若者育成支援推進法）、子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律）に相当する内容を取りまとめ、関連法令・施策と一体的かつ総合的な計画として、西川町の実情に応じた施策を本計画に盛り込み、推進していきます。

3. 計画の期間

本計画の期間は2025年から2030年までの6年間とし、必要に応じて中間評価及び見直しを行います。

4. 計画の対象

計画の対象は、町内に居住する全てのこども・若者とその家族、及び地域とします。

第二章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

西川町では、少子高齢化の進行、子育て世代の都市部への流出が課題となっています。また、子どもの不登校児童生徒数の増加などの問題も顕在化しています。これらの状況を踏まえ、包括的な支援が必要です。

1. 西川町のこども・若者及び子育て家庭を取り巻く環境

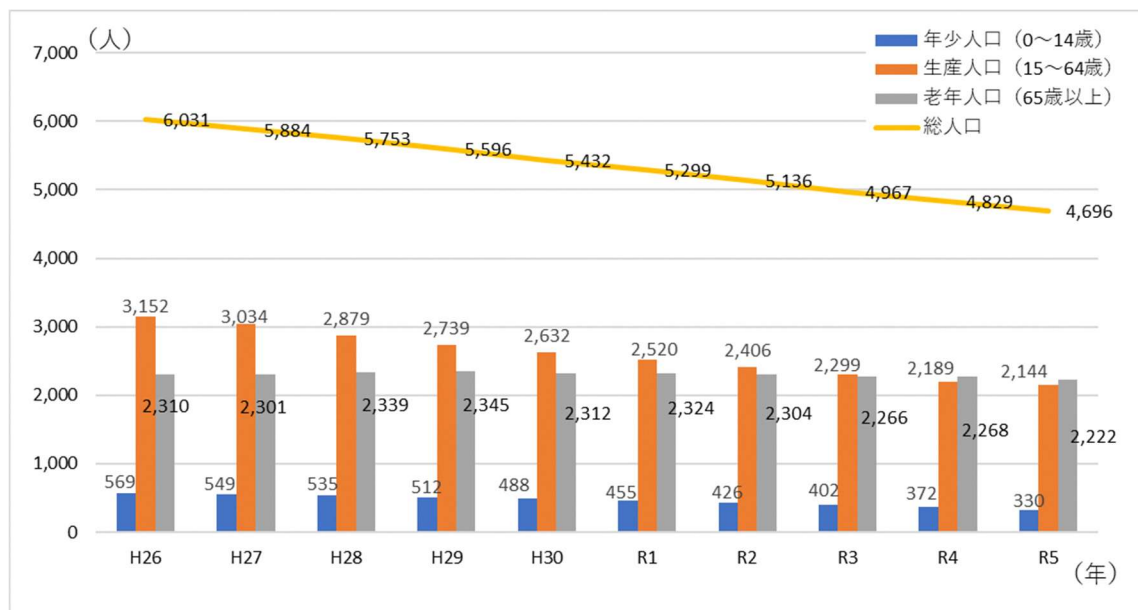
(1) 人口、出生数の動向

本町の人口は、住民基本台帳によると令和5年時点で4,696人となり、平成26年から1,335人減少しています。

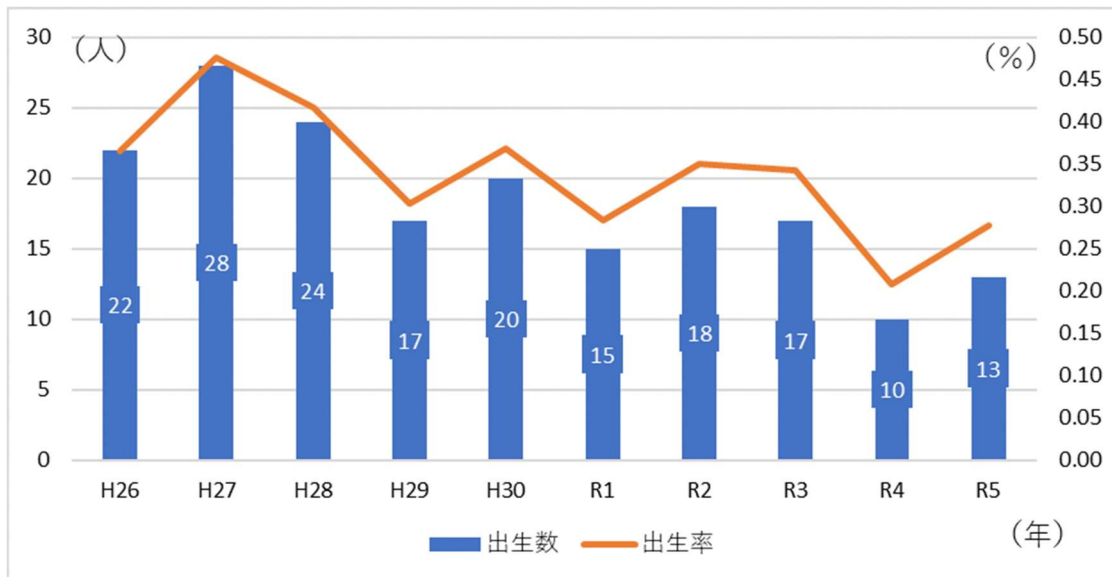
年齢3区分別人口をみると、15歳未満の人口は減少傾向にあり、令和5年は330人となっています。15歳～64歳の生産人口については、平成26年から令和3年まで年齢3区分の中で最も多い人口となっていました。令和4年以降は老年人口が生産人口を追い越して最も多い人口となっており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、出生数も減少しており、平成26年は22人だった出生数が令和4年は昭和50年以降の最小値である10人を記録しました。出生率が平成26年の0.36%から令和5年は0.28%に減少していることから、本町の少子化が進行していることがわかります。

【図1 人口の推移】



【図2 出生数及び出生率の推移】

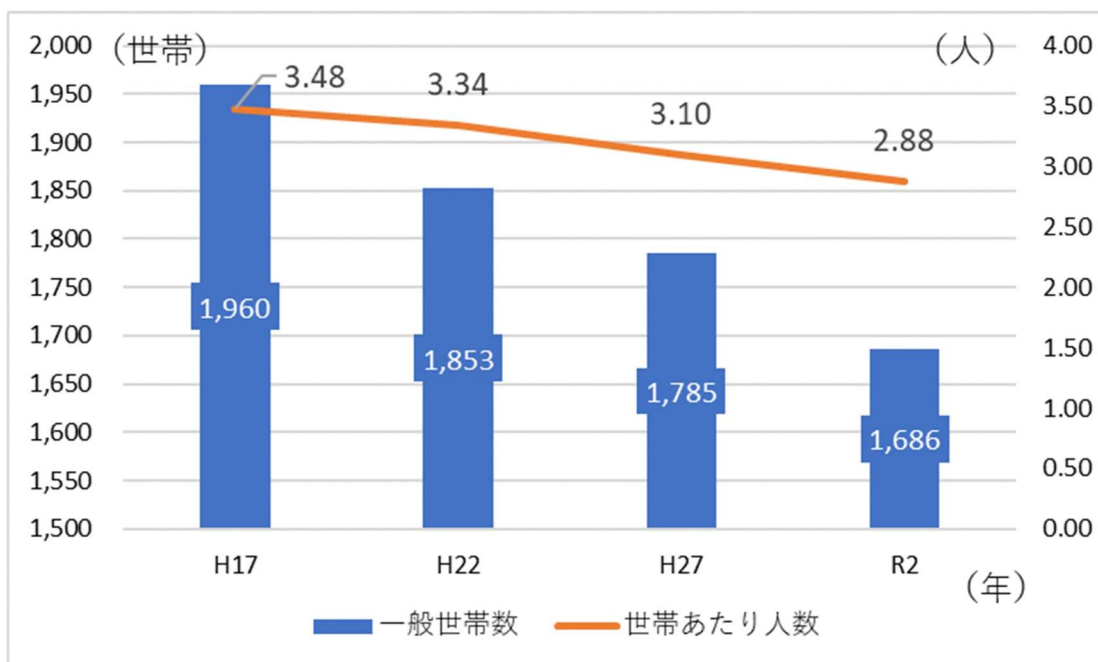


(2) 世帯数の動向

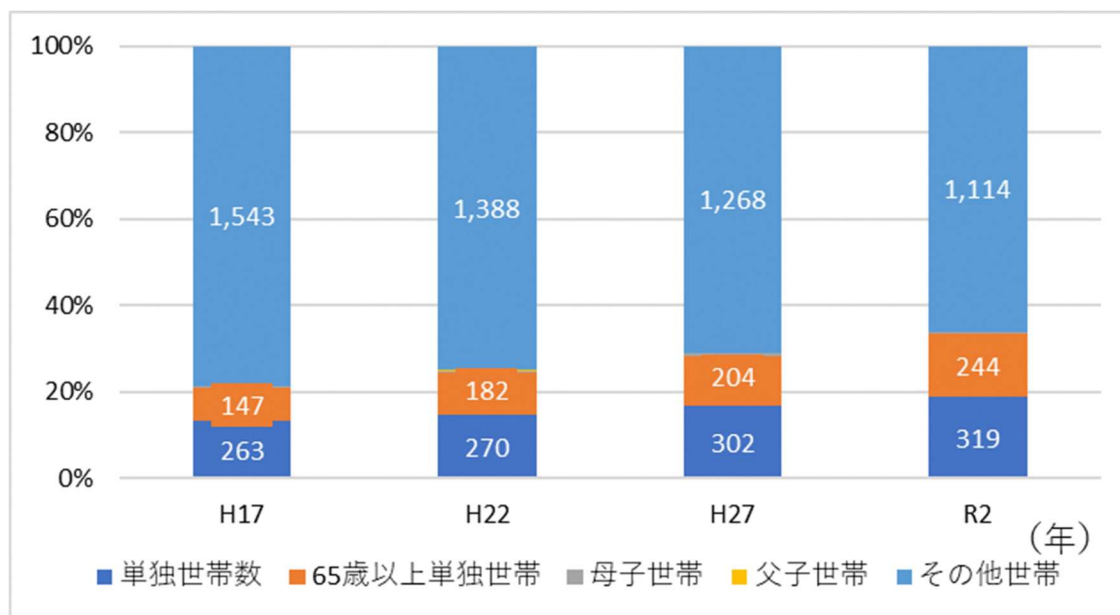
世帯数の状況は、人口の動向と同様に全体として減少傾向にあり、平成17年から令和2年までの15年間で274世帯減りました。

世帯あたりの人数についても、平成17年は世帯あたり3.48人だったのに対して令和2年は2.88人となっており、世帯構成の変化がうかがえます。世帯内訳の推移をみると、平成17年と比較して令和2年は単独世帯数が21.3%、65歳以上単独世帯数は66.0%増加しており、合わせて世帯数の中で3割以上を占めるようになっています。

【図3 一般世帯数及び世帯あたり人数の推移】



【図 4 世帯内訳の推移】

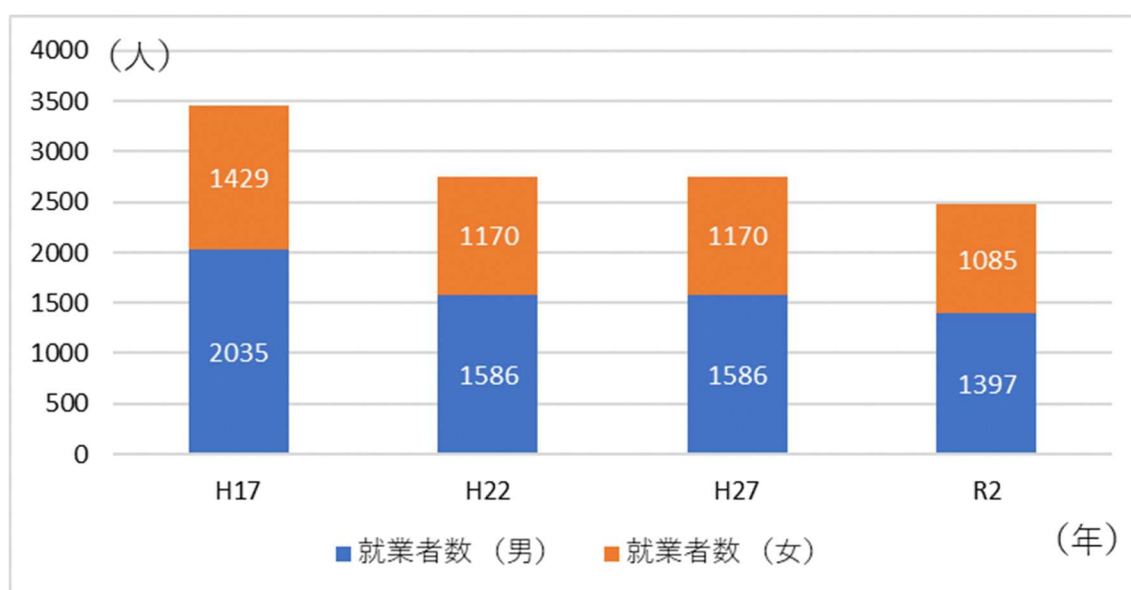


(3) 就労者数の動向

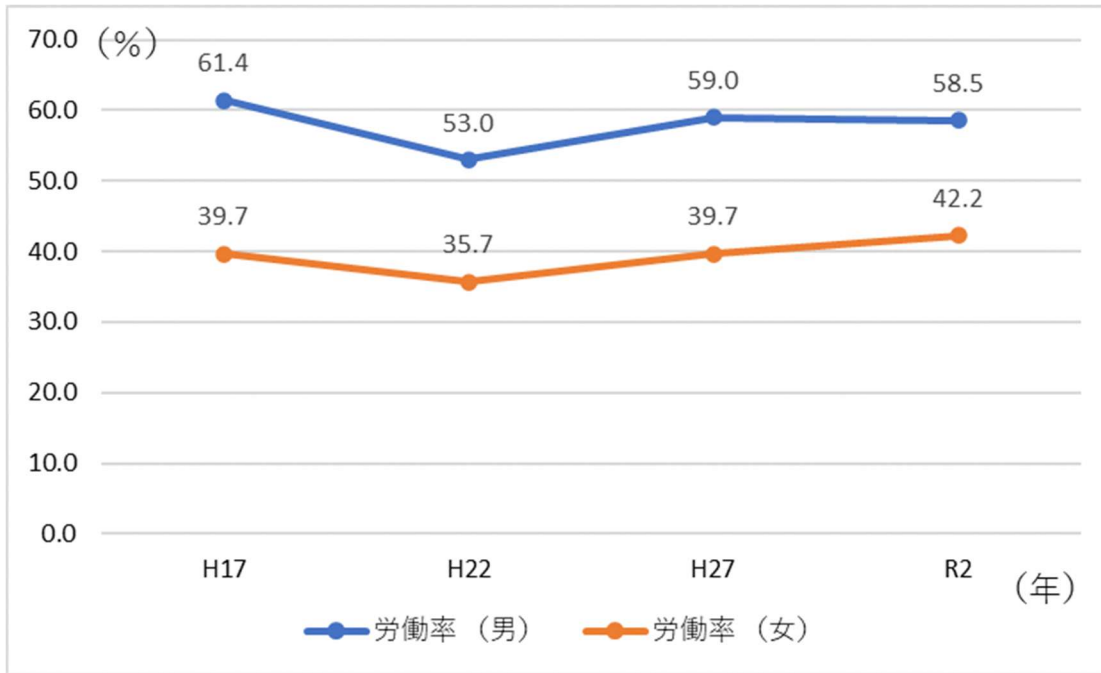
就労者数は全体として、人口減少の動向とあわせて減少傾向にあり、平成 17 年に 3,464 人だった就労者数は令和 2 年に 2,482 人となっています。

男女別の動向については、就労者数の人数でみると生産人口の減少と並行して両方とも減少しているものの、労働率でみると、男性の労働率は平成 17 年の 61.4%から令和 2 年は 58.5%に減少しているに対し、女性の労働率が平成 17 年の 39.7%から令和 2 年は 42.2%まで 2.5%増加しています。

【図 5 男女別 就業者数の推移】



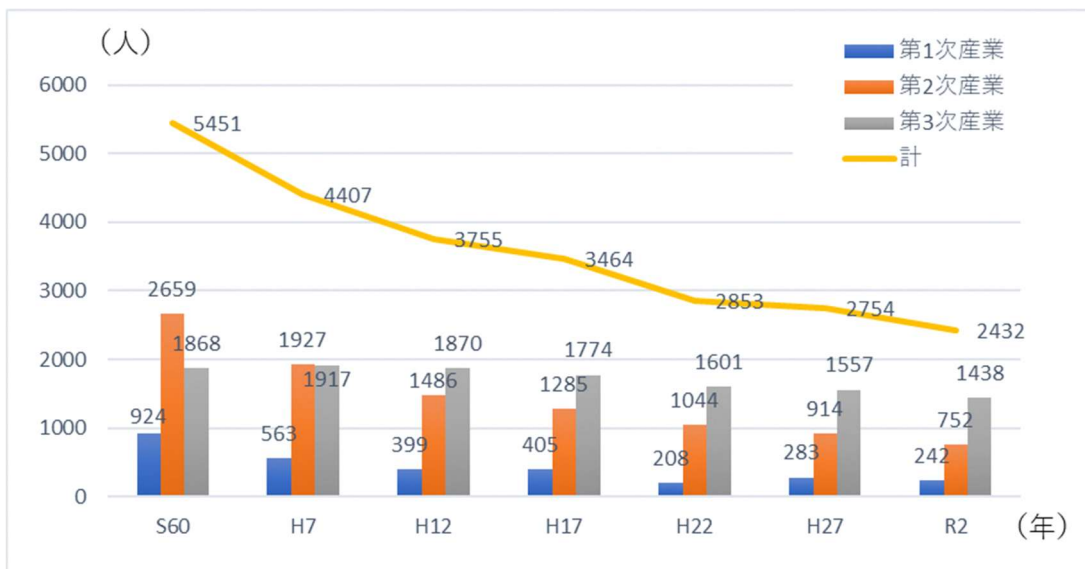
【図 6 男女別 労働率の推移】



(4) 産業人口の動向

人口の減少に伴い、産業人口も年々減少しており、昭和 60 年からの 35 年間で 55.4% の減少となりました。就業構造別にみると、それぞれ一次産業が 73.8% の減少、2 次産業が 71.7% の減少、3 次産業が 23.0% の減少となっています。

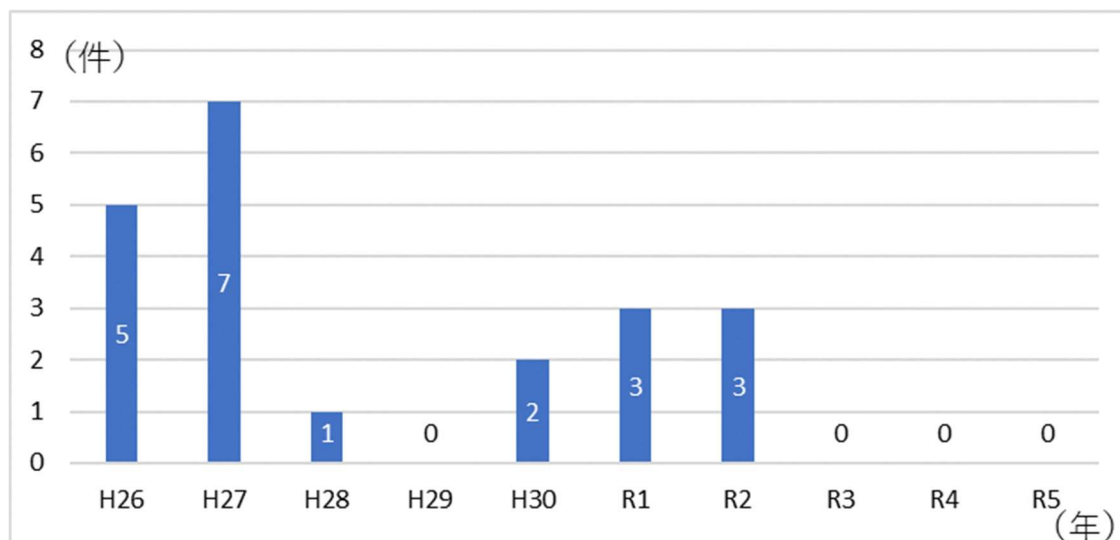
【図 7 産業人口の推移】



(5) 児童虐待相談の現状

児童虐待相談件数については、平成 27 年が最も多く、最大 7 件の報告がありました
が、直近 3 年間の令和 3 年から令和 5 年には報告はありませんでした（0 件）。

【図 8 児童虐待相談件数の推移】



(6) にしかわ保育園の現状

本町唯一の町営保育園であるにしかわ保育園児は下記のとおり、園児総数は減少傾向に
ありますが、近年、3 歳未満時入園率は増加傾向にあります。

令和 6 年度 年長 16 人、年中 17 人、年小 23 人、2 歳児 16 人、1 歳児 8 人、0 歳児 6
人、計 86 人

年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
R1	5	9	18	26	31	24	113
R2	5	11	13	26	25	30	110
R3	7	10	15	19	23	25	99
R4	7	18	12	16	19	23	95
R5	3	13	22	16	16	20	90

(にしかわ保育園の未満時入園率)

	未満児合計 (人)A	4 歳未満人口 (人)B	未満児入園率 A/B
R1	32	75	42. 67%
R2	29	66	43. 94%
R3	32	68	47. 06%
R4	37	64	57. 81%
R5	38	57	66. 67%

2. 町民の声

本町では、2024 年 8 月以降、今後の西川町の子育て支援や子育て環境のあるべき姿を検討すべく、未就学児の保護者や子育て関心層が参加する対話会においてニーズの聞き取りを実施するとともに、中学生・高校生・大学生を対象にアンケートを実施しました。

(1) 保育園保護者及び子育て関心層との対話会

2024 年 8 月及び 2 月に、保育園保護者及び子育て関心層に対し、今後の子育て施策検討に向け、下記のとおり、対話会を実施しました。

<実施概要>

(第 1 回)

実施日：2024 年 8 月 9 日（金）

場所：にしかわ保育園（子育て支援センター内）

町側参加者：町長、健康福祉課長、保育園園長、健康福祉課・つなぐ課職員

対象：保育園保護者

参加者：26 名

(第 2 回)

実施日：2024 年 8 月 27 日（火）

場所：にしかわイノベーションハブ TRAS

町側参加者：町長、健康福祉課長、保育園園長、健康福祉課・つなぐ課職員

対象：子育てに関心のある方（公募による募集）

参加者：22 名

(第 3 回)

実施日：2025 年 2 月 5 日（水）

場所：にしかわイノベーションハブ TRAS

町側参加者：教育長、健康福祉課長、保育園園長、健康福祉課・つなぐ課職員

対象：子育てに関心のある方（公募による募集）

参加者 17 名

(2) 中学生・高校生・大学生に向けたアンケート調査

家庭や地域での不安や居場所の有無、将来の考えなど、西川町で育っていく中学生・高校生・大学生の想いを拾い上げるため、アンケート調査を実施しました。

<実施概要>

(中学生)

2024 年 12 月 13～25 日、町内の全 81 名の中学生を対象に、学習用タブレット等で回答可能な QR コード読み取り形式でアンケートを実施し、55 名（1 年生 4 名、2 年生 23 名、3 年生 28 名）から回答がありました。

(高校生)

2024 年 10 月 15～30 日、町内在住の全 122 名を対象に、西川町ウェブサイトからアクセス可能な回答形式とスマートフォン等で回答可能な QR コード読み取り形式でアンケートを実施し、96 名から回答がありました。

(大学生)

2024 年 10 月 15～30 日、町内出身で大学等に通う全 17 名を対象にメールを送付し、西川町ウェブサイトからアクセス可能な回答形式とスマートフォン等で回答可能な QR コード読み取り形式でアンケートを実施し、3 名から回答がありました。

(3) 対話会とアンケート調査で確認された主要なニーズ

①対話会について

子育てに関する対話会参加者からの主要なニーズとして、下記のとおり様々な意見がありました。

- ・ 病児病後児保育や預かりサービスの充実（既存制度の利用時間等の拡大等）
- ・ 施設の改修（保育園の玄関・駐車場等改修・床暖房の設備修繕、小学校・中学校の修繕など適切な維持管理）
- ・ 学習支援（塾講師派遣や英語等の学習支援等）
- ・ 子どもの体験機会の創出（子どもが他世代と交流できる機会の創出、場づくり等）
- ・ 既存施設を含めた居場所づくり（公園の整備、TRAS でゲームや e スポーツ、学校以外の子どもの居場所、不登校の支援施設等）
- ・ 子育てに関する取組の補助金支援の充実 など

※一部、既に実施している施策をしっかりと周知することで対応できるものもありました。

②アンケートについて

(中学生)

町内中学生からの主要なニーズとして、下記のとおり様々な意見がありました。

○平日の授業・放課後を充実させるための取組（上位 3 つの回答）

- ・ 授業でもっと ICT(コンピュータやインターネット)を活用する
- ・ 近隣の学校や姉妹学校との交流の機会を増やす
- ・ 部活動の先生を増やす

○子どもの権利を守るための仕組みとして必要な取組（上位 3 つの回答）

- ・ 子どもが困ったときにだれにも知られず相談できる場所が町にある
- ・ 困ったときに電話や SNS、メールなどで相談できるところがある
- ・ 子どもの困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる

○こんな町になってほしい

- ・ 遊ぶ場所がたくさんある
- ・ お店がある
- ・ 休日のバスの運行量の増加

- ・ 西川の特産品を生かせる町 等

（高校生）

町内在住の高校生からの主要なニーズとして、下記のとおり様々な意見がありました。

○悩みや困りごと

- ・ 勉強や進学のこと、将来のことについて悩んでいる、困っている生徒が多い

○進路について

- ・ 大学以上に行きたい人の割合が大きい
- ・ 進路に関して、まだ分からない、考えていない人の割合も一定数ある

○住みやすい町に必要なこと

- ・ いろんな人が交流できる場所をつくる
- ・ 子どもたちが意見を言える場があり、小中学生ばかりを対象とするのではなく、高校
大学生も含む子どもの考えが積極的に反映される町になって欲しい
- ・ なんでも相談できる場所をつくる

（大学生）

町内出身の大学生からの主要なニーズとして、下記のとおり様々な意見がありました。

○どのような取り組みがあれば戻ってきたいか（2 件以上）

- ・ 奨学金制度

○住みやすい町にするために何が重要か（2 件以上）

- ・ いろんな人が交流できる場所をつくる

第三章 計画の基本的な方針

1. 基本方針

本町では、第7次西川町総合計画（改訂版）の中心的な考え方となる「寛容性」を基本として、国のこども大綱や山形県の大綱・こども計画素案を踏まえ、これまでの大人の考え方や地域社会に通念的に取り扱われていた子どもや若者に対する考え方をもう一度改め、真にこども、若者が生活、活躍でき、将来にわたり、子どもを産み育てたいと思える町・地域社会をつくりあげるための目指す将来像を次のとおりとします。

【参考】こども大綱が掲げるこども施策に関する基本的な方針

- ❶ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ❷ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
 - ❸ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ❹ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ❺ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
 - ❻ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
- ※❶・❷はこども大綱を踏まえ、これまでの西川町のこども関連施策において新たにこども計画に盛り込む視点

【参考】山形県こども計画（仮称）の骨子案における基本方針

- ❶ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図る
- ❷ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
- ❸ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ❹ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ❺ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望を叶える
- ❻ 政府や市町村、民間団体等と連携・協力しながら、こどもや若者、子育て当事者を支える

2. 西川町こども計画における基本方針

国のこども大綱及び山形県こども計画骨子案の基本方針を踏まえながら、さらに西川町第7次総合計画の改定方針である「寛容性のある町づくりを進める」を踏まえ、本町が目指す地域の（地域像）は下記の3つを柱として位置付けます。

- ❶ こども若者の意見、多様な価値観を大事にするまち
- ❷ こども若者の夢と希望を叶えるための挑戦を応援するまち
- ❸ 困難を有するこども若者とその家族が未来を切り開くことを全体で応援するまち

3. 目指す地域像を達成できた時の理想とする「町の状態」

目指す地域像の3つの柱を達成するため、計画のターゲットを、①こども・若者、②子育て当事者・家庭、③地域社会と捉え、目指す地域像を達成できた時の理想とする「町の状態」については、これらのターゲットごとに下記の状態（(1)～(5)）を目指します。

①「こども・若者」に対して

- (1) こどもの頃から地域へ愛着をもち、個人として尊重される環境ができている
- (2) 若者が町で生きることにより夢や希望をもち、個の力を十分に発揮できている

②「子育て当事者・家庭」に対して

- (3) こどもを持つことを希望する者が安心して喜びを実感しながら生み育てられている
- (4) どんな家庭でも親子が幸せに成長できる環境がある

③「地域社会」に対して

- (5) 子育ての喜びを共有しながら町民みんなで若い世代を応援している

4. 推進体制

(1) 町内体制

本計画を推進するにあたっては、子ども・子育てに関して教育・福祉部門等、様々な視点から取り組んでいく必要があるため、国、県及び関係機関等との間で連携・調整を図っていきます。また、町内の体制として、西川町子ども・子育て会議の場で計画に基づく施策の推進に関する状況の確認や検討を進めていきます。

<西川町子ども・子育て会議メンバー構成>

分野	組織・役職等
子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	・ 民生児童委員会長 ・ 主任児童委員 ・ 西川町青少年育成町民会議会長
教育関係者	・ 教育委員会教育長 ・ 西川小学校長 ・ 西川中学校長
保育関係者	・ にしかわ保育園長
保護者の代表	・ 西川小学校 PTA 会長 ・ 西川中学校 PTA 会長 ・ にしかわ保育園保護者会長
その他町長が認める者	・ 1 名 ※学校運営協議会会長(2 名)

※事務局は西川町健康福祉課課長及び保育係が担当

(2) 多様な協力者

本町では、町外の関係人口の創出のみならず、実際に地域おこし協力隊等のメンバーとともに町の施策を講じてきており、子ども・子育てに関する取り組みにおいても、こうしたメンバーとの連携・協力を推進していきます。

＜施策体系イメージ図＞

【目指す地域像】

①子ども若者の意見、多様な価値観を大事にするまち

②こども若者の夢と希望を叶えるための挑戦を応援するまち

③困難を有するこども若者とその家族が未来を切り開くことを全体で応援するまち

【こども計画のターゲットごとに目指す町の状態】

＜①子ども・若者へ＞

①こどもの頃から地域へ愛着をもち、個人として尊重される環境ができている

②若者が町で生きることにより夢や希望をもち、個の力を十分に発揮できている

＜②子育て当事者・家庭へ＞

③こどもを持つことを希望する者が安心して喜びを実感しながら生み育てられている

④どんな家庭でも親子が幸せに成長できる環境がある

＜③地域社会へ＞

⑤子育ての喜び共有しながら町民みんなで若い世代を応援している

【施策項目】

①	子ども若者の権利をまもる	地域の教育資源を活用した質の高い体験学習	多様な生き方・学び方ができる居場所の確保
②	多様な働き方・生業創出支援	結婚したい町民を応援	やりたいことができるための「対話の場」の確保
③	生活の安定支援 (子どもの貧困対策)	保護・支援を必要とする子どもの養育環境の整備促進	不登校や医療的ケアを要する子どもと保護者の伴走支援
	子どもたち一人ひとりに応じた学びの保障と特別支援教育	小中学校のICT学習推進	他校や西川ファンとの交流で多様な価値観を育む
④	子育てに関する情報提供と相談体制	母と子の健康づくり支援	保育・預かりサービスの充実
	子育て施設と生活環境の整備	仕事と育児の両立支援	病児病後児医療の支援充実
⑤	地域特有の文化・自然資源を活かした子育て環境づくり	町民自らが子どもたちを育む風土の醸成	子ども若者が新しく活躍できる場の提供

第四章 施策の展開

1. 関連法令・施策との一体的な取組

理想とする「町の状態」を達成するための「施策方針」に基づき、「具体的な主要事業」について下記のとおり取り組んでいく。

※□：既存事業 ■：新規事業

※（ ）内は事業担当課 つなぐ課：（つ）、町民税務課：（町）、健康福祉課（健）
建設水道課：（建）、まなぶ課：（ま）

(1) こどもの頃から地域へ愛着をもち、個人として尊重される環境ができています

【施策方針】

- こども・若者の権利を擁護・尊重し、こども・若者が意見を表明できる機会を確保します
- 地域住民や関係人口（西川ファン）の支援・協力を得ながら、西川の自然や出羽三山文化・歴史・伝統文化等の教育資源を活用した本物に触れる質の高い体験学習を推進します
- 子どもたちの地域の課題解決につながる探究的・実践的学習を支援します
- どんな子供でも多様な生き方、学び方ができる居場所を確保します

【具体的な主要事業】

<対話・成長機会の提供>

（対話）

□町長を含めた町職員と住民との対話会の実施（つ）

■高校生とつながるネットワーク構築（町報を使い地元出身学生の活躍紹介記事等）（ま）

■子育て指導体制の強化（指導主事の体制強化、部活動（クラブ活動・土日）指導者の確保）（ま）

（成長機会）

□地域の方が先生となって学ぶ総合的な学習（小学校の「ふるさと楽校」や中学校の「学年講座別学習」）の継続（ま）

□多様な体験学習（ブナの森自然学校、文化鑑賞、地域未来塾等）の充実（ま）

□小学6年生の外国語宿泊研修の補助（ま）

□外国語ネイティブスピーカーの体制構築（2名体制）（ま）

□町独自の英語検定等の実施（ま）

□英検受験料の補助（ま）

■小中学生が中心になり町を活性化する「西川を元気にするチャレンジ」事業実施（ま）

<多様な場・機会の確保>

■病弱学級の開設、医療的ケア児の学びの保障のための看護スタッフの適切な配置（ま）

■TRASの利活用方法の拡大（eスポーツ、プログラミング教室等）（ま）

■子どもの多様な出合いや、子どもたちの悩み事の相談、不登校児童生徒の社会とのつながりを促す子どもの居場所（仮称：ぶなのは）づくり（ま）

(2) 若者が町で生きることにより夢や希望をもち、個の力を十分に発揮できている

【施策方針】

- 西川町で多様な働き方、仕事ができる、生業を創ることができる支援を進めます
- 結婚したい町民を応援します
- 性別年代に関係なく、やりたいことができるための「対話の場」を確保します
- 若い起業家の苗床をつくり、地域における社会的課題の解決に向け、ビジネスの手法を活用した目新しい事業の創出を推進します。

【具体的な主要事業】

(働きやすい環境づくり)

□育児と就労の両立に向けた支援相談窓口の設置や育児に関する情報提供などの相談者への対応 (健)

□トワイライト支援※1 事業の普及に向けた促進 (健)

※1: 夜間、保護者不在の場合などの際に一時的に子どもを預かるサービス

□移住・定住したい方々の様々なニーズを踏まえた、町営賃貸アパートや25年マイホーム、戸建てモデル住宅の整備 (建)

■手に職をつける取組や自己啓発、リスクリングに対する支援 (健)

(結婚・出産・子育て)

□広域事業等を利用した、ブライダルサポート事業の継続 (つ)

■出産・子育てしやすい地域をつくるために、対話会等いつでも意見や相談を受ける体制を整備 (つ・健)

(若者の活躍)

□高校生のソーシャルイノベーションコンテストの実施と伴走支援 (ま)

□青少年ボランティアサークルの活性化と自立化の支援 (ま)

■二十歳の集いを契機とした町職員等との新たなつながりの創出 (ま)

■帰ってきてけローン利用者のリターン相談窓口(担当職員)の設置 (ま)

(3) こどもを持つことを希望する者が安心して喜びを実感しながら生み育てられている

【施策方針】

- 妊娠期から出産、子育てをしている家庭に対する情報提供と相談体制を充実します
- 母と子の健康維持、健康づくりを支援していきます
- 両親ともに働くニーズの高まりに伴う、子どもの保育・預かりニーズ増加に対応するサービスを充実します
- 子どもの病児病後児医療の支援充実を図ります
- 子どもの安全の確保を行う学習・体験の場を確保していきます
- 楽しく喜びを実感できる子育て施設と生活環境の整備を進めます
- 保護者が安心して預けられる「放課後子ども教室」の充実を図るとともに、多様なニーズに応える子ども預かりの場について調査・検討を行います。

- 仕事と育児が両立できるような子育て家庭に対する経済的支援と保育サービスの充実を進めます
- ひとり親家庭をも含んだ子育て世代が暮らしやすい住宅を確保していきます
- デジタル活用を通じた子育て環境整備を進めます

【具体的な主要事業】

<相談・情報提供>

- ☐ 妊娠期における保健師健康相談・助産師訪問（健）
- ☐ 妊婦・保護者世帯向け情報発信事業（健）
- ☐ 新生児・乳幼児の全戸訪問（健）
- ☐ 臨床心理士の保育園訪問・個別相談（健）
- ☐ 子育て支援センターにおける育児相談（健）
- 入園者向けの案内強化（健）

<健診・公的補助>

- （妊娠から未就学児）
- ☐ 不妊治療費の助成（健）
- 母子手帳交付前の健診費用の助成（妊婦向け）（健）
- ☐ 母子保健法に基づく乳幼児健診（健）
- ☐ 保育園・子育て支援センターでの虫歯予防教室・フッ素塗布（歯科保健事業）（健）
- ☐ 定期予防接種の全額助成・任意予防接種費用の一部助成（健）
- ☐ 西川町で生まれた赤ちゃん全員に対する子育て支援金の支給（健）
- ☐ 紙おむつ購入費用助成金の交付（健）
- ☐ 保育園・学校給食の無償化（健・ま）
- （小学生以降）
- ☐ 高校生の就学に対する支援（10万円／人）（ま）
- ☐ 高校生等向け町育英奨学金の貸与（ま）
- ☐ 大学等進学を支援する利子補助型町独自教育ローン「帰ってきてけローン」と卒業後の町内居住を要件とした「帰ってきてけローン」元金返済補助制度の利用促進（ま）
- SDGs にもつながる学用品や制服などのリユース事業の支援（つ・ま）
- （子ども全般）
- ☐ 児童手当と児童扶養手当の給付・特別児童扶養手当の給付（健）
- ☐ 高校生までの医療費無償化（健）

<預かり>

- ☐ 保育園におけるゼロ歳児からの土曜保育、早朝保育、延長保育の実施（健）
- ☐ 子育て支援事業・ファミリーサポート事業の推進（健）
- ☐ 子育て支援センターでの身体計測、栄養相談、一時預かりの実施（健）
- 放課後子ども教室への保育や教育の現場経験のある人の配置（ま）
- 子育て支援センターの預かり機能の充実（健）
- 病児病後児保育広域機関利用に対する補助制度の創設（健）

<居場所>

- 安全で安心な保育を行うための保育園・子育て支援センターの施設改修（健）
- 町民体育館など既存施設を活かした多世代が過ごしやすい交流の場づくり（ま）
- 子育て世代が利用できる公園の整備（建）

<その他>

- 母子健康手帳アプリ導入と機能の拡充並びに保小中連絡手段のデジタル化（健）
- 通園・通学バス運行事業の実施（町・健・ま）
- 1歳児に加え、小学校入学時でもブックスタートを実施する（健・ま）
- 移住・定住したい方々の様々なニーズを踏まえた、町営賃貸アパートや25年マイホーム、戸建てモデル住宅の整備【再掲】（建）
- 小・中学校施設の修繕など適切な維持管理（ま）
- 高校生の就学に対する支援金事業を通じた相談受付と高校生等やその保護者と町とのつながりの創出（ま）
- ひとり親家庭への公営住宅の優先入居や就業等支援（建）
- 草刈りや清掃など学校が必要とするボランティア活動の情報発信や、協力できる町民との調整を図る体制整備（サポーターズバンクコーディネーターの配置）（ま）

(4) どんな家庭でも親子が幸せに成長できる環境がある

【施策方針】

- 生活の安定に資するための支援、子どもの生活支援（子どもの貧困対策）を進めます
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援（子どもの貧困対策）を推進します
- 国の経済的支援の着実な実施を行います（児童手当、児童扶養手当制度の着実な実施）（子どもの貧困対策）
- 保護や支援を要する子どもたちの養育環境を整備促進します
- 不登校や医療的ケアを要する子どもたちやその保護者を町民が積極的に伴走するように促します
- 子どもたち一人ひとりに応じた学びを保障する学習支援や特別支援教育を充実します
- 小中学校の全児童生徒タブレット配布の特徴を活かしたICT学習を進めます
- 他校（近隣の学校・海外姉妹校）や西川ファンを含めた町外の人々との交流を通じて、幅広い視野と多様な価値観を育む取組を積極的に支援します
- 保育園からの英語教育を強化し、町外からの保護者・園児を誘致していきます

【具体的な主要事業】

<相談・情報提供>

- 専門職の知見を活かした子育ての情報提供の強化（健）
- 要保護児童対策地域協議会を中心とした被害を最小限化するための児童相談所や関係機関との協力と迅速な対応（健）

<公的補助>

- 西川町子育て応援事業の推進・保育料の負担軽減（健）
- 児童手当と児童扶養手当の給付・特別児童扶養手当の給付【再掲】（健）
- 通園・通学バス運行事業の実施【再掲】（町・健・ま）
- 医療費助成事業の充実（健）
- 大学等進学を支援する利子補助型町独自教育ローン「帰ってきてけローン」と、卒業後の町内居住を要件とした「帰ってきてけローン」元金返済補助制度の利用促進【再掲】（ま）
- ひとり親家庭への公営住宅の優先入居や就業等支援【再掲】（建）

<交流促進・コミュニティ>

- 西川学園の成果や取組の広報の改善（町の広報委員や地域おこし協力隊と協働制作）と各地区座談会等での説明（つ・ま）
- 小中学校や放課後子ども教室、生涯学習事業における一流の西川ファンや町民有志による本気の体験支援（ま）
- 高校生の就学に対する支援金事業を通じた相談受付と高校生等やその保護者と町とのつながりの創出【再掲】（ま）
- 町内の小中学校による近隣の学校・海外姉妹校との交流事業への支援（ま）

<人材>

- 少子化・教職員数減少に応じたきめ細かな質の高い教育を維持するための学習生活指導補助員等学校支援スタッフの配置（ま）
- 病弱学級の開設と、医療的ケア児の学びの保障のための看護スタッフの適切な配置【再掲】（ま）
- 「西川町学校教育センター」（西川町が教職員の指導力の充実向上を図る組織）による研究・研修事業の継続（ま）
- 小学生学習支援のための有志町民や地域域おこし協力隊インターン等の活用（つ・ま）

<その他>

- 自然に富活動環境がよい保育園の特徴を生かし、英語学級の開設を通じて、二拠点居住、移住の動機づけを進めていく
- 日常学習はもとより、リモート学習や家庭学習の充実のためのタブレット等機器の保守更新事業（ま）

(5) 子育ての喜び共有しながら町民みんなで若い世代を応援している

【施策方針】

- 地域特有の文化、自然資源などを活かしながら子どもを穏やかに育む家庭・地域づくりを推進します
- 保育園や小・中学校が支援してほしいことと町民が協力できることをマッチングし、町民自らが町の将来を担う子どもたちを育む風土を醸成していきます
- 部活動地域移行を契機に、協議会と対話会を通してニーズを把握し、子どもたちが多様な学びができるよう集落支援員制度を活用し人材確保の強化を図ります。

- こども若者が新しく活躍できる場の提供を確保します

【具体的な主要事業】

＜地域現場＞

- 地域の方が先生となって学ぶ総合的な学習（小学校の「ふるさと楽校」や中学校の「学年講座別学習」）の継続【再掲】（ま）
- 地域住民と交流を図るよう、小学校の空き教室のコミュニティスペース化（ま）
- 太々神楽等の地域文化の継承事業や「ふるさと楽校」等の地域交流活動の推進と町民等へのスピーディーかつ寛容性が高まる情報発信（ま）
- 中学校トライやるウィーク等による、観光ガイドや林業等の町の産業の後継者育成につながる担い手育成事業（ま）

＜地域コミュニティ＞

- 保育園、小学校、中学校合同によるコミュニティ・スクールの継続（健・ま）
- 実践型教育の方向性と学園ニーズの発信のほか、「学園支援サポーターズバンク」を創設し、学園ニーズとサポーターとのマッチング事業の推進（ま）

＜その他＞

- 安全な道路環境の整備促進（建）
- 高校のソーシャルイノベーションコンテストの実施と伴走支援【再掲】（ま）

2. 計画の周知

町のホームページや子育て支援センター便り等により、子育て世代を中心にして、本計画の周知を行っていきます。

3. 取組のスケジュール

各取組については、1.に記載のとおり、既存事業と新事業がありますが、事業の検討や準備が整い次第、順次進めていきます。

第五章 評価と見直し

1. 評価方法

毎年１回、西川町子ども・子育て会議において、各種事業の実施状況を報告し、事業の評価及び検証を行います。

－計画の進捗を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行う。

－外部評価の実施、住民からの意見を取り入れたフィードバックプロセスの確立。

2. 見直しの頻度

社会情勢の変化や国や県の動向、本町の財政状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の充実や見直しを図ります。